

文学博士倉沢剛君の「小学校の歴史」に対する授賞審査要旨

本書は明治初年から明治二十七年までの、小学校制度の発足から確立に至る過程を、中央の政策、地方での実施について、相互関連的に考究叙述した大著であって、全四冊よりなる。

第一冊は「学制期小学校政策の発足過程」と題し、明治五年発布の学制を中心とし、それ以前から各地の藩、府、県に設けられた小学校について考察し、ついで学制制定の事情、実施状況などについて詳述する。その実施状況については、行財政的な側面として小学校の設立保護政策、教員養成政策について考え、教育の内容方法の側面からは教育課程政策、教科書政策、教授法政策などの項目に分けて述べ、政府の積極的な督励と画一主義によって、明治九年までに全国に二万数千の小学校が設立されるに至ったことを明らかにする。しかし十年から政府は宥和政策に転じ、努めて民衆の自由にまかせ地方の實際に適應させるようにする。これは民衆の小学校に対する不満抵抗の高まったことと、政府全体の政策が民力休養、地方委任の主義に換わったことによるものであるが、この宥和政策は民衆からは放任政策と解せられ、教育の衰退を招くことになる。著者は十年から十二年までを学制後期と規定し、十二年に発布された教育令の自由放任政策の精神はこの間にすでに行われていたとする。

第二冊は「小学校政策の模索過程と確立過程」と題し、明治十二年九月に制定せられた教育令から、幾多の変遷を経て二十七年井上毅の小学校政策によって小学校の基本体制の確立した事情を明らかにする。十二年の教育令は自由

主義に立脚したため、十三年十二月には早くもその改正が行われ、学制前期のような積極督励策がとられ、十六年の末に学齡兒童の就学率は五一%を越えるほど、小学校は活氣を取戻した。しかし十七年になると、また經濟不況によって民力の衰弊が甚しく、教育費も節減を要求せられ、教育令には再改正が行われる。十八年内閣官制の実施によって、初代の文部大臣に森有礼が任ぜられた。森はかねてより教育について独自の構想を抱いていたので、十九年まず帝國大学令を公布し、ついで中学校令、師範学校令とともに小学校令を公布した。これによって教育令期は終り、学校令期を迎えたが、まだこの段階では小学校令は基礎を確立したとはいえない。小学校の基本体制は地方制度の確立を待って初めて固まったものであり、それは二十二年に施行せられた市制町村制をふまえて立案実施せられた二十三年の新案小学校令において見られたとする。新案小学校令は明治五年の学制に應ずる画期的な小学校の基本法であり、これ以後昭和十六年の国民学校令に至るまでの間小学校を規制したものであった。著者は新案小学校令の制定、内容などについて詳述し、ついで井上毅がこれを修理拡充した次第を述べる。以上の歴史的推移のほかに、この冊も第一冊と同じく項目別に、小学校の設置維持、教員養成、教育課程、教科書、教授法などの諸政策を記しているが、とくに道徳教育政策の項を加え、教育勅語の成立過程を述べていることは効果的である。

第三冊は「府県小学校の成立過程 前編」と題し、学制以前及び学制期の地方小学校史を述べる。著者は日本の小学校は明治五年の学制に始まるものではなく、それ以前の郷学校から連続發展したものであるとして、その実例を東京・京都・大阪・筑摩・長野・都城・埼玉・品川・兵庫の各府県の郷学校運動について説明する。ついで学制の実施と小学校の設立過程を東京府・長野県・埼玉県を代表例として詳述する。

第四冊は「府県小学校の成立過程 後編」と題し、教育令期から新案小学校令期に至る地方小学校史を第三冊と同じく東京・長野・埼玉の三府県について叙述する。こうして政府の小学校政策がいかに地方で実施せられたかを解明するものであるが、それらを通じて著者は、教育法令の公布と実施の間にはいつも相当大きな時間的ずれのあったこと、一口に学制期、教育令期と称する間にも実質的には政策の転換の見られたこと、小学校の歴史は人民の貧困との戦いであり、乏しい財源で小学校を維持する方法を模索実験した過程であったこと、そのためには学区と校数とを適正にする外はなく、地方制度の改正が重要な関係をもったことなどを明らかにしている。

以上の如く本書の内容は頗る多岐にわたるが、全篇に通ずる特色を挙げれば、第一に学界未見の根本史料たとえば総理府所蔵の公文録の類を丹念に調査し、常に史料をして事実を語らせるといふ手固い手法をとっていること、第二に中央の政策が地方でいかに受けとめられたか、地方実施の状況がいかに中央の政策に反映したか、両者の関連を詳細に跡づけていること、第三に小学校政策と地方制度との関連、学校の設立維持と地方経済との関係について深い省察を加えていることなどで、いずれも従来の研究水準をはるかにぬきこんだものと思われる。ただあまりに史料の引用が多いために、時に大勢の把握を妨げる恐れがあることや、地方実施の代表例として東京府・長野県・埼玉県だけを挙げたことは、選択上やゝ偏頗の嫌いがあることなどが欠点として注意せられるが、著者の非常な努力と本書の高い価値は、何びとも認めるに吝でないであろう。